

令和7年度一般会計歳出第6款2項2目 市立保育所運営費 11節(4)手数料

種 目 番 号		連絡先	委託担当 こども青少年局 保育・教育支援課市立保育所係	担当者名 電 話	トモリ 友利 671-2396
受付 番号	321				

設 計 書

- 1 委 託 名 横浜市立保育所児童の尿検査業務
- 2 履 行 場 所 各保育所(仕様書別表のとおり)  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- 3 履 行 期 間 期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで  
又 は 期 限 期限 令和7年8月31日まで
- 4 契 約 区 分 確定契約 概算契約
- 5 そ の 他 特 約 事 項 個人情報取扱特記事項  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- 6 現 場 説 明 不要  
要 ( 月 日 時 分 場 所 )
- 7 委 託 概 要 別紙仕様書のとおり  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

8 部 分 払

す る ( 回以内)

し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量 (概 算 数 量)	単 位	単 価	金 額 (概 算 金 額)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額  
※概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む。

委 託 代 金 額

\_\_\_\_\_

内 訳            業 務 価 格

\_\_\_\_\_

消費税及び地方消費税相当額

\_\_\_\_\_

# 内訳書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単価(円)	金額(円)	摘要
尿検査		( 3,900 )	人		( )	
計					( )	
消費税及び地方消費税相当額					( )	
委託代金額					( )	

※概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む。

# 横浜市立保育所児童の尿検査業務仕様書

## 1 検査対象

横浜市立保育所児童のうち、3歳児、4歳児及び5歳児

## 2 対象者数

別表のとおり

別表の児童数は予定人数であり、当契約は概算契約とする。

## 3 検査内容

(1) 尿中の蛋白及び潜血について試験紙法による検査とすること。

(2) 上記検査における陽性の判定基準は下記のとおりとする。

ア 尿蛋白：30 mg /dl (1+)以上

イ 尿潜血：ヘモグロビン0.06mg/dL 以上

(3) 結果が陽性であった児童については、1回目の検査から10日以上の期間をおいて、2回目の検査を実施すること。

## 4 履行期間

契約決定の日から令和7年8月31日まで

(1) 1回目の尿検査については、令和7年6月30日までに検査結果を各保育所及び保育・教育支援課に対して報告すること。

ただし、保育所の都合により検体回収が遅れる等の状況が発生した場合にはこの限りではないが、その場合には速やかに保育・教育支援課と協議すること。

(2) 陽性者に対する2回目の尿検査については、令和7年8月31日までに検査結果を各保育所及び保育・教育支援課に対して報告すること（1回目の検査結果と判別できるように報告すること）。

## 5 検査資材の配付及び回収

### (1) 配付

ア 回収予定日から最低2週間以上前に検査に必要な資材一式を梱包し、郵送または直接配送により各保育所に配付すること。

イ 検査資材には検査実施方法の説明書（下記7(1)）を含めること。ただし、翻訳された同説明書については、保育・教育支援課への電子データ提出のみで可とする。

ウ 配付数は、別表のとおりとする。また、2回目の尿検査についても、対象児童数＋予備（6組）を加えた数とする。

### (2) 回収

ア 保育所からの回収

各保育所から検体を回収するにあたっては、検査資材を配付した日から最低2週間以上の

日数を確保すること。回収日を各保育所に周知するため、回収の日程は事前に保育・教育支援課と調整すること。

※ 回収は、保育所開所時間内（概ね 10 時から 17 時）に限るものとする。

※ 回収日に月曜日及び土曜日は設定しないこと。

イ 尿検査検体が回収日に提出できなかった場合の対応

上記アの回収日に間に合わなかった検体は、2 回目の尿検査検体を回収する際に、同検体とともに回収する。ただし、2 回目の尿検査が発生しない園については別途保育・教育支援課と協議する。

## 6 検査結果報告の方法

(1) 次の報告書等を作成し、各保育所に対して報告すること。

ア 保育所単位の検査結果集計表

（受検者数、陽性者数及び陽性率を記載したもの）

イ 保育所単位の個人結果報告書

（受検者全員の検査結果を記載したもの）

ウ 陽性判定となった児童個人の結果報告書

（受検した児童の保護者あてに検査結果を通知し、医療機関に持参するためのもの）

(2) 上記報告書等は書面提出とし、個人情報保護の方法により各保育所に郵送または直接配送すること。

(3) 保育・教育支援課に対しては、全保育所について、保育所単位で受検者数及び陽性者数並びに陽性率を記載した検査結果報告書（一覧表）を作成し、電子データを提出すること。

## 7 検査実施方法の説明書の提出

(1) 検査実施方法の説明書

同説明書には保育所及び検査対象児童の保護者向けに検査の実施方法をわかりやすく簡潔に記載するとともに、次の5つの言語に翻訳されネイティブチェックが実施されたものを用意し、検査実施上必要になる前までに保育・教育支援課へ電子データを提出すること。

① 英語 ② 中国語 ③ ベトナム語 ④ スペイン語 ⑤ ポルトガル語

(2) 陽性判定となった児童個人の結果報告書

同報告書（上記 6（1）ウ）には検査結果を明記し、医療機関への受診に資する内容とすること。

また、同報告書は受託者が定める任意の共通の様式を用いることとし、検査対象児童の保護者がその内容を把握できるように、上記5つの言語ごとに作成された説明書を添付すること。

ただし、上記説明書が全陽性報告書に対応することが可能である場合または上記様式の項目説明等で足るものである場合は、あらかじめ保育・教育支援課へ電子データを提出することで足るものとする。

## 8 費用の負担

検査資材の配付や検体の回収、説明書の翻訳費用など、検査業務の実施に必要な費用は受託業者が負担する。

## 9 その他

- (1) 受託業者は、この業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) この仕様書によるほか、業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、保育・教育支援課との協議によることとし、業務の進ちよく状況について、適宜報告を行うこととする。

保育所別検査資材必要数

《別表》

コード	保育所名		電話	住所		尿検査		
						児童数	予備	配付数
1	0101	潮田 保育園	501 - 8185	鶴見区	潮田町4-148	87	6	93
2	0102	芦穂崎 保育園	501 - 5389	鶴見区	鶴見中央2-13-29	75	6	81
3	0103	馬場 保育園	573 - 0054	鶴見区	馬場2-7-27	54	6	60
4	0107	鶴見 保育園	501 - 6786	鶴見区	鶴見中央2-10-7	68	6	74
5	0202	神大寺 保育園	481 - 1513	神奈川区	神大寺2-1-7	50	6	56
6	0203	西菅田 保育園	473 - 1957	神奈川区	菅田町488	44	6	50
7	0204	松見 保育園	432 - 6621	神奈川区	松見町1-28-4	64	6	70
8	0301	南浅間 保育園	312 - 0866	西区	南浅間町23-3	63	6	69
9	0401	錦 保育園	621 - 5180	中区	錦町5	45	6	51
10	0402	山手 保育園	622 - 7403	中区	山手町124	43	6	49
11	0403	竹之丸 保育園	641 - 1639	中区	竹之丸53-1	81	6	87
12	0502	しろばら 保育園	251 - 4385	南区	中村町4-270	55	6	61
13	0504	永田 保育園	714 - 1371	南区	永田みなみ台5-1	54	6	60
14	0505	井土ヶ谷 保育園	715 - 0188	南区	井土ヶ谷下町13-17	74	6	80
15	0609	野庭第二 保育園	842 - 9543	港南区	野庭町601	75	6	81
16	0611	大久保 保育園	842 - 0239	港南区	大久保2-28-27	69	6	75
17	0614	港南台第二 保育園	832 - 3101	港南区	港南台7-25-28	62	6	68
18	0704	神戸 保育園	333 - 6246	保土ヶ谷区	神戸町104-20	68	6	74
19	0705	岩井 保育園	713 - 1790	保土ヶ谷区	岩井町238	62	6	68
20	0709	天王町 保育園	331 - 1811	保土ヶ谷区	天王町2-42-29	70	6	76
21	0801	左近山 保育園	351 - 1907	旭区	左近山1997	75	6	81
22	0804	ひかりが丘 保育園	953 - 2081	旭区	上白根町795	62	6	68
23	0806	今宿 保育園	953 - 2306	旭区	今宿南町2000-4	49	6	55
24	0810	柏 保育園	361 - 8887	旭区	柏町59-1	69	6	75
25	0904	東滝頭 保育園	753 - 2201	磯子区	滝頭2-31-32	80	6	86
26	0905	洋光台第二 保育園	831 - 3928	磯子区	洋光台4-12-14	72	6	78
27	1001	金沢さくら 保育園	781 - 9318	金沢区	泥亀1-21-1	69	6	75
28	1004	南六浦 保育園	701 - 1330	金沢区	六浦5-20-1	86	6	92
29	1007	並木 保育園	774 - 0345	金沢区	並木1-4-4	77	6	83
30	1101	港北 保育園	421 - 8575	港北区	伸手原2-20-19	64	6	70
31	1102	大曽根 保育園	531 - 0034	港北区	大曽根2-5-1	55	6	61
32	1103	南日吉 保育園	561 - 6560	港北区	日吉本町4-10-52	56	6	62
33	1104	菊名 保育園	433 - 1259	港北区	菊名3-10-20	55	6	61
34	1105	太尾 保育園	542 - 0852	港北区	大倉山4-24-7	79	6	85
35	1201	十日市場 保育園	981 - 6470	緑区	十日市場町1296	81	6	87
36	1202	長津田 保育園	981 - 2656	緑区	長津田2-11-1	62	6	68
37	1205	鴨居 保育園	933 - 2101	緑区	鴨居1-3-19	81	6	87
38	1301	美しが丘 保育園	901 - 7190	青葉区	美しが丘2-2-1	76	6	82
39	1303	奈良 保育園	961 - 6276	青葉区	奈良町1843-1	48	6	54
40	1306	すすき野 保育園	902 - 7207	青葉区	すすき野2-8-6	69	6	75
41	1307	荏田 保育園	911 - 5860	青葉区	荏田北2-11-40	69	6	75

保育所別検査資材必要数

《別表》

コード	保育所名		電話	住所		尿検査		
						児童数	予備	配付数
42	1402	大熊 保育園	942 - 9884	都筑区	仲町台3-6-6	73	6	79
43	1403	みどり 保育園	941 - 3748	都筑区	荏田南1-9-1	81	6	87
44	1404	中川西 保育園	913 - 2060	都筑区	中川3-6-6	74	6	80
45	1406	茅ヶ崎南 保育園	943 - 0981	都筑区	茅ヶ崎南5-11-3	87	6	93
46	1502	川上 保育園	822 - 8987	戸塚区	川上町4-9	93	6	99
47	1503	汲沢 保育園	861 - 4188	戸塚区	汲沢1-22-33	51	6	57
48	1506	原宿 保育園	852 - 1141	戸塚区	原宿4-22-2	47	6	53
49	1601	飯島 保育園	871 - 3661	栄区	飯島町527	44	6	50
50	1602	公田 保育園	892 - 1530	栄区	公田町740	48	6	54
51	1604	桂台 保育園	894 - 1335	栄区	桂台中4-15	54	6	60
52	1702	北上飯田 保育園	803 - 7889	泉区	上飯田町3050-3	48	6	54
53	1703	和泉 保育園	803 - 1105	泉区	和泉町5731-6	69	6	75
54	1802	瀬谷第二 保育園	302 - 8122	瀬谷区	瀬谷3-18-2	69	6	75
55	1803	中屋敷 保育園	301 - 5808	瀬谷区	中屋敷2-29-2	62	6	68
56	1805	二ツ橋 保育園	366 - 5997	瀬谷区	二ツ橋町527-2	48	6	54
合計						3,645	336	3,981
概算契約数						3,900		

※尿検査の検査数は、対象者数3,645人に1回目検査の陽性率(想定)0.6%を加えた数3,666人をもとに、概算契約数を3,900人とします。

# 個人情報取扱特記事項

(令和5年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市（以下「委託者」という。）がこの特記事項が付帯する契約（以下「この契約」という。）において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。
- 3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
- 4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更を経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製（作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報記録された資料等の返還等)

第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書(第2号様式)を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第11条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。